

「温泉湯ったりトットリけん」ロゴマーク募集要綱

1 概要

「温泉文化」の2030年ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成を図るため、また本県を温泉文化の聖地として国内外にアピールしていくため、ロゴマークの募集を行います。採用されたロゴマークは、県の広報媒体やノベルティ等に活用します。

2 募集内容

「温泉湯ったりトットリけん」のロゴマーク

<テーマ>

「温泉湯ったりトットリけん」～ Totto-Relax : The Onsen Paradise Tottori ～

(背景) 鳥取県は海や山の景色、湯温、街並み、食など、バラエティに富んだ10の温泉地があり、さまざまな好みに対応可能な「日本の温泉文化の聖地」とも言える温泉県である。

<制作条件>

- ・鳥取の温泉文化の特徴やその魅力が伝わり、温泉を愛する人々や地元住民に広く親しまれるようなデザインであること。なおかつ、海外に広く発信していくため、外国人の目に留まり、国際色のあるデザインとすること。
- ・「温泉湯ったりトットリけん」及び「Totto-Relax : The Onsen Paradise Tottori」を組み入れること。(大文字、小文字は問わない。文字の色やフォント、配置は自由とする。)
- ・編集可能なフルカラーのグラフィックデータで制作し、モノクロでの使用を考慮した配色とすること。
- ・提出作品のデータは、JPEG、PNGまたはPDF形式で1辺が1,000～2,000pxの範囲かつ容量は3MB未満とすること。
- ・10cm×10cm程度に縮小した場合でも視認できるものとする。

3 ロゴマークの活用

採用作品は、県及び県内市町村等が作成する広報媒体(パンフレット、WEB、動画、のぼり等)やノベルティ等に広く活用します。

4 応募資格

県内外を問わず、どなたでもご応募いただけます。(個人、法人、グループいずれも可能。)

※18歳未満の場合は、保護者の許可をいただいている場合に限りです。

5 応募期限

令和8年6月15日(月)午後5時必着

6 応募方法

「とっとり電子申請サービス」から応募者(法人・グループの代表者)の情報(氏名・住所等)及びロゴマークに込めたコンセプト(制作意図や説明(200字以内))を入力し、作品の画像ファイルを添付して申請してください。

【とっとり電子申請サービス URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21087

7 賞品

(1) 最優秀賞(1件): ロゴマークに採用

賞状と副賞として、賞金5万円及び県内の特産品(5,000円程度)を贈呈。

※18歳未満の方の作品が最優秀賞となった場合、副賞は賞金相当額の図書カードとします。

(2) 優秀賞(3件)

賞状と副賞として、県内の特産品(1件あたり5,000円程度)を贈呈。

8 審査

応募作品は、事務局及び鳥取県が設置する審査会において厳正なる審査を行い、最優秀賞及び優秀

賞作品を選定します。審査の途中経過並びに審査結果・不採用の理由等についてのお問い合わせには、一切応じられません。

<ロゴマークの審査基準>

- ①象徴性：鳥取県にあるバラエティ豊かな温泉の特徴、鳥取県が温泉文化の聖地であるということが反映されているか。
- ②独創性：独創的、斬新な工夫がなされているか。
- ③審美性：デザインとして優れているか。
- ④展開性：さまざまな媒体で展開可能であるか。
- ⑤再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないか。

9 結果発表

最優秀賞及び優秀賞の受賞者に通知するほか、令和8年8月頃（予定）に表彰を行うとともに、鳥取県観光戦略課のホームページ等で公表します。

なお、当該公表をもって、受賞者以外の方への通知に代えさせていただきます。

10 注意事項

- (1) 以下は審査対象外とします。
 - ・ 広く認知されているイメージ（温泉関連団体等のシンボルマーク等）や世界的に使用されているピクトグラム、シンボルマークと混同される恐れがあるもの。
 - ・ 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れがあるもの。
 - ・ 既に公表されているもの（WEBに掲載されているものを含む）と同一または類似のもの。
 - ・ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
 - ・ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- (2) 作品の応募は1人（1グループ）5作品までとします。1つの応募用紙、電子メール等につき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）
- (3) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (4) 採用作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし採用作品の氏名、住所（都道府県及び市町村区まで）、年齢は公表させていただく場合があります。
- (6) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、鳥取県及び鳥取県が指定する第三者に対して、著作者人格権に基づく権利行使は将来にわたり行わないこととします。
- (7) 採用作品は鳥取県及びその指定する者が商標登録を行う予定です。先行商標との重複等により商標登録が困難な場合、次点に繰り下げることがあります。
- (8) 採用作品について、既に公表されているものと同じまたは類似のもの等、本募集要綱に違反する事実が明らかになった場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消し、賞品の返還を求めることがあります。
- (9) 最優秀賞及び優秀賞の選考にあたり、鳥取県から応募者に連絡を取らせていただく場合がありますが、最優秀賞及び優秀賞作品の公表までは、当該連絡の事実及び内容を秘密事項として取り扱っていただきます。これらの情報を第三者に口外しないようお願いいたします。
- (10) 採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (11) 採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (12) ロゴマークとして適当な作品がない場合は、「採用作品なし」となる場合があります。

11 問い合わせ先（事務局）

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課魅力発信担当

メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp

電話番号 0857-26-7267